

入 札 説 明 書

国立療養所宮古南静園污水处理施設非常用発電設備更新工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和4年9月12日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園事務長 石井 竜男

3. 工事概要

- (1) 工 事 名 国立療養所宮古南静園污水处理施設非常用発電設備更新工事
- (2) 工事場所 〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
- (3) 工事内容 污水处理施設非常用発電設備更新工事
- (4) 工 期 令和4年11月30日まで
- (5) 本工事においては、資料の提出及び入札等を紙入札方式により行う。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 令和3・4年度厚生労働省競争参加資格において、九州・沖縄地域における『「電気工事」』に係るA、B又はC等級に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成19年度以降に元請として完成、引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
(ア) 非常用発電設備の新設又は更新工事
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
(ア) 1又は2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
(イ) 平成19年度以降に、上記(4)に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
(エ) 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以

- 下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくはは人事面において関連がある業者でないこと。
 - (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係があるすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
 - (9) 沖縄県内に本店、支店その他の営業所（代理店含む）が所在すること。
 - (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
 - ④国民保険 ⑤労働者災害保険 ⑥雇用保険
 - (12) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (13) 次の各項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
 - (14) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
 - (15) 競争への参加を希望する者は、別紙1「自己申告書」を令和4年9月20日までに提出すること。

5. 担当部局

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
国立療養所宮古南静園 庶務課 会計班
電話0980-72-5321
FAX0980-72-5859

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。4. (2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
 - ① 提出期間： 令和4年9月12日から令和4年9月22日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）8時30分から17時までとする。
 - ② 提出先： 5. に同じ。
 - ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、紙入札方式により行う。入札書は、提出場所へ持参、又は郵送する（書留郵便に限る。提出期間内必着。）ことにより行うものとする。
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成19年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが進んでいるもの限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」（別

記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事が官公庁による工事成績評定を受けた工事である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

① 施工実績

4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(表鑑で可)を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しに替えて工事カルテの写しを提出することでよいこととする。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年9月26日までに通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 6. に同じ

7. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 令和4年9月27日17時
- ② 提出場所： 5. に同じ。
- ③ 提出方法： 紙により提出するものとする。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和3年9月9日までに説明を求めた者に対し電子調達システム(紙による説明要求の場合は、紙)により回答する。

8. 図面等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 期間： 令和4年9月12日から令和4年9月22日まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時00分から17時まで。)

(2) 場所： 5. に同じ。

(3) 交付に当たっては、実費を徴収するものとする。なお、配布は競争参加資格があることを確認された者を対象とし、支出負担行為担当官からの競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、①の期間内に、紙により提出すること。②に、書面（書式自由、ただし規格はA4版）により行うものとし、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）のいずれの方法も可能とする。

① 紙入札方式による受付時間

令和4年9月28日17時まで。

② 紙入札方式による受付場所 5. 担当部局に同じ。

- (2) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に書面により、電送又は電子メールで行う。ただし、質問を受理した日から①に示す日までの期間が7日間に満たない場合は、①に示す日までに回答を行うものとする。

① 参加表明書に係る質問に対する回答：参加表明書提出期限日の2日前

10. 現場説明会 対面での説明会は実施せず、希望者には電話又はメールにて質問に回答することとする。質疑応答内容は入札説明書配布者に共有する。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 締切日時： 令和4年9月28日（水） 17時15分まで。

(2) 持参場所： 〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
国立療養所宮古南静園 庶務課 会計班

(3) 開札日時： 令和4年9月29日（木） 13時30分

(4) 開札場所： 国立療養所宮古南静園 第三会議室

(5) その他： 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等

(1) 入札書は、書面により持参又は郵送する（書留に限る）こと。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したものに限り。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

14. 工事内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書の内容は、「積算数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの（配布された様式）とする。

なお、「積算数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算数量参考書」に記載されて

いる数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も合わせて提出すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は配布された様式で作成（Excel形式で保存）を行う。持参の場合、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書は返却しない。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、契約担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に該当する場合又は未提出の場合は、原則として該当入札者の入札を無効とする。

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出と同視できる場合を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類である場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書に押印が欠けている場合 （電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。） (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 内訳の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発注者に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

15. 開札

開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書において示した条件等入札に関する条件に

違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

17. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本案件は低入札価格調査制度を適用する。入札の結果、調査基準を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査を実施するため、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の調査に協力する義務があるものとする。なお、低入札価格調査の結果によっては、予定価格範囲内の最低価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も低い価格の者を落札者とする場合がある。

18. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4. (5) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20. 支払条件

前金払……請負代金の40%以内
完成払

21. 火災保険付保の要否 要。

22. 再苦情申立て

支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8. (2) の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、厚生労働省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、厚生労働省公共調達中央監視委員会が審議を行う。

① 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間：6. に同じ。土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から17時までに行うこと。

② 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、6. に同じ。

23. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

24. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、競争契約入札心得を

遵守すること。

- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 電子調達システムのホームページアドレスは下記のとおりとする。
ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
- (6) 電子調達システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時から17時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子調達システムホームページの「お知らせ」で公開する。
- (7) システムの操作マニュアルは、電子調達システムホームページの「操作マニュアル」を参照すること。
- (8) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
 - 電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、3. へ連絡すること。
- (9) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
 - 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子調達システムから自動発行）
 - 競争参加資格確認申請書受付票
 - 競争参加資格確認通知書
 - 辞退届受付票
 - 日時変更通知書
 - 入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - 入札書受付票
 - 入札締切通知書
 - 再入札通知書
 - 再入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - 落札者決定通知書
 - 決定通知書
 - 保留通知書
 - 取止め通知書
- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (11) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへの移行をする。くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (12) その他詳細不明の点についての照会先
6. に同じ。